

別 紙

答申第71号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年2月5日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容
平成 年 月から平成 年 月の間に、 校（ 校）及び
校の各校長各教頭が島根県学校保健体育審議会私傷病審査会分科会（
）及び島根県教委専門復職審査会提出用に作成した教職員についての意見書の全部
- (3) この請求に対して、実施機関は同年2月19日付けで非公開決定を行った。
公開しない理由
平成 年 月から平成 年 月に教頭が作成した意見書は存在しない。
平成 年 月から平成 年 月に校長が作成した意見書については、平成 年
月から平成13年3月までの提出分は、旧島根県情報公開条例（平成6年3月25日島
根県条例第1号。以下「旧条例」という）第9条第2号に、平成13年4月以降提出
分は島根県情報公開条例第7条第2号に該当。個人に関する情報であって、個人が
識別でき、特定の個人の権利を害するおそれがあるため。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年2
月23日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年3月29日付けで当審査会に諮
問書を提出した。

3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨
本件公文書の非公開決定を取り消し、旧条例第9条により全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は次のとおりである。
実施機関の言う個人の識別などできないし、特定の個人の権利利益が害される
こともない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。
請求の対象となった意見書については、個人の病歴や病状等医学的な判断を補足す
るために必要とすることから求めている資料であり、平成 年 月から平成13年3月
までの期間は旧条例第9条第2号に該当し、平成13年4月以降については、条例第7
条第2号に該当しており、個人が識別でき、特定の個人の権利を害するおそれがある
ため非公開とした。

(諮問第 8 6 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 3 月 2 9 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 2 1 年 1 月 2 2 日 (審査会第 2 回目)	実施機関から意見陳述
平成 2 1 年 2 月 1 9 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 2 1 年 3 月 1 9 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 2 1 年 4 月 2 3 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 2 1 年 5 月 1 4 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 2 1 年 6 月 5 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 (株) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財) しまね女性センター経営委員	